

平成26年11月19日

各 位

釧路信用組合

**金融機能強化法に基づく優先出資の引受けに係る
信託受益権等の買取りの決定について**

当組合は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」といいます。）の活用について検討を開始し、信用組合業界の系統中央機関である全国信用協同組合連合会（以下「全信組連」といいます。）と協議を進めてまいりましたが、今般、全信組連において、優先出資の引受けを行うことを決定いたしました。さらに、全信組連は、当該引受けに係る信託受益権等について、金融機能強化法第26条の規定により買取りの申込みを行っておりましたが、本日、金融庁において、同法に基づき当該信託受益権等の買取りが決定されましたので、お知らせいたします。

今後は、同法第27条に基づき提出いたしました「経営強化計画」に基づく各種施策を実践していくことで、これまで以上に円滑な金融仲介機能の継続的な発揮に努め、地域の皆様の発展に役職員一丸となって尽力する所存でございます。

記

1. 本優先出資の概要

本優先出資の概要は以下の通りです。

(1) 調達概要

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 発行期日	平成26年12月12日(金)
3. 発行価額 非資本組入額	1口につき10,000,000円(額面金額1口500円) 1口につき5,000,000円
4. 発行総額	8,000百万円
5. 発行総数	800口

(2) 優先出資発行に関する日程

平成26年12月12日(金) 優先出資発行の払込期日

2. 当組合の「経営強化計画」の概要について

詳細は、別添の「経営強化計画」および「経営強化計画ダイジェスト版」をご参照ください。

以上